

一般事業主行動計画（女性活躍推進）

社員がその能力を高めつつ、継続就業できる雇用環境を整備し女性の活躍を推進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 内容

目標1：正社員に占める女性社員の割合を10%以上にする。

〈対策〉

- ・令和4年4月～ 女性が十分な能力を発揮できる会社であることが広報できる、求人票・企業説明資料を作成する。
- ・令和4年4月～ 性別を問わず幅広い分野で多様な人材を採用する。

目標2：女性社員の離職率をゼロにする。

〈対策〉

- ・令和4年4月～ 社員の技術スキル向上や次世代リーダー育成を目的とした外部セミナーの受講機会を付与する。（年間1回以上）
- ・令和4年4月～ 会社が指定する資格取得を促進するため社内研修会を充実させる。
- ・令和4年4月～ 社内全体の研修会を通じて「女性活躍推進」のため意識向上を徹底させる。（年間1回以上）
- ・令和4年4月～ 女性社員が相談しやすい環境の整備として女性相談窓口を設置する。（令和4年6月までに設置）

TOHO

株式会社トーホーエンジニアリング

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮できる仕事と生活の調和がとれた働きやすい雇用環境の整備及びその他の次世代育成支援対策を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間

令和3年6月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を推進する。

〈対策〉

- ・ 令和3年6月～ 制度内容等について社員に周知する。
- ・ 令和3年6月～ 休業期間中における代替者を確保する。

目標2：時間外労働を削減する。

〈対策〉

- ・ 令和3年6月～ 時間外労働が増加する原因を調査する。
- ・ 令和3年6月～ 週（日）単位で勤務時間の状況を確認する。

目標3：若年者の雇用を推進する。

〈対策〉

- ・ 令和3年6月～ 高校生から大学生まで幅広くインターンシップを受け入れる。
- ・ 令和3年6月～ 学生を対象とした企業説明会に参加する。
- ・ 令和3年6月～ 雇入れ後の教育訓練計画を策定する。

TOHO

株式会社トーホーエンジニアリング